

資料 2

防災基本問題の検討課題に関する資料

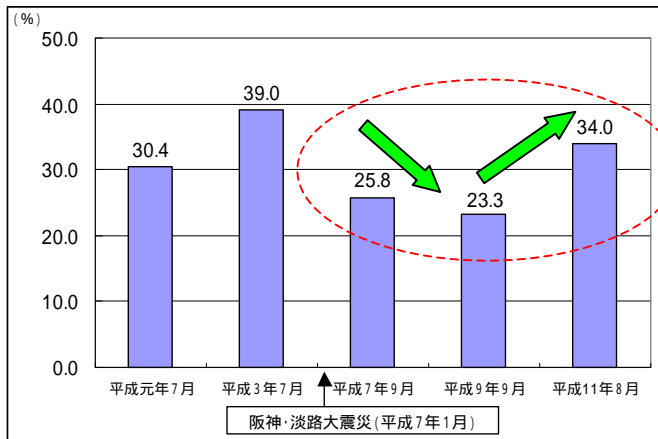
平成 13 年 12 月

大規模自然災害に対する国民の意識の低下

自然災害に備えて対策をしている割合と自然災害を身近な存在とみなしている割合が共に低下している。国民の自然災害に対する危機意識は薄らぎつつあると言える。

災害に備えて対策をしている割合の低下

大地震に備えて「特になにもしていない」と回答した人の割合

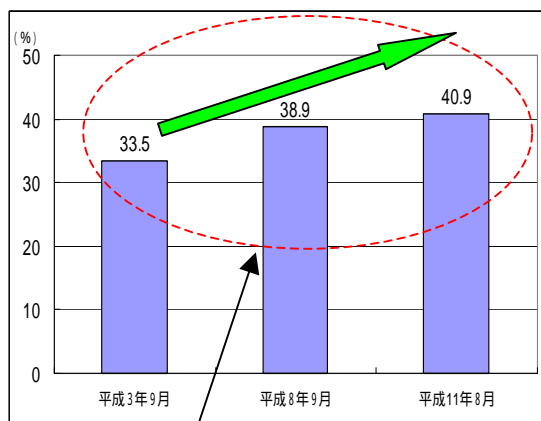


～阪神・淡路大震災の後、減少したが、最近では増加している～

(出典「防災に関する世論調査」(総理府、平成11年8月))

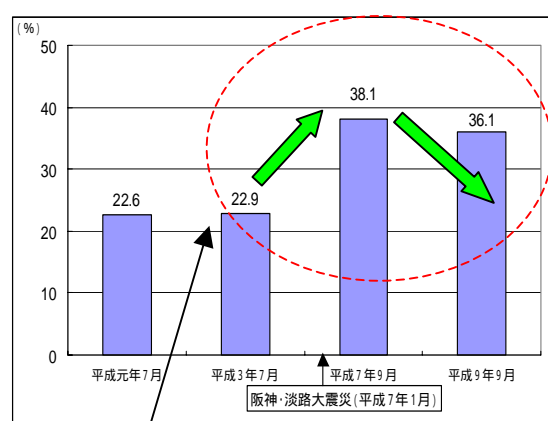
自然災害を身近な存在とみなす割合の低下

水害に対して居住地域が安全だと思う理由について、「今までに水害がなかったので、これからはないと思うから」と回答した人の割合



～水害を身近な存在と思わない人の割合が年々増加している～

大地震の起こる可能性について、「起こると思う」と回答した人の割合



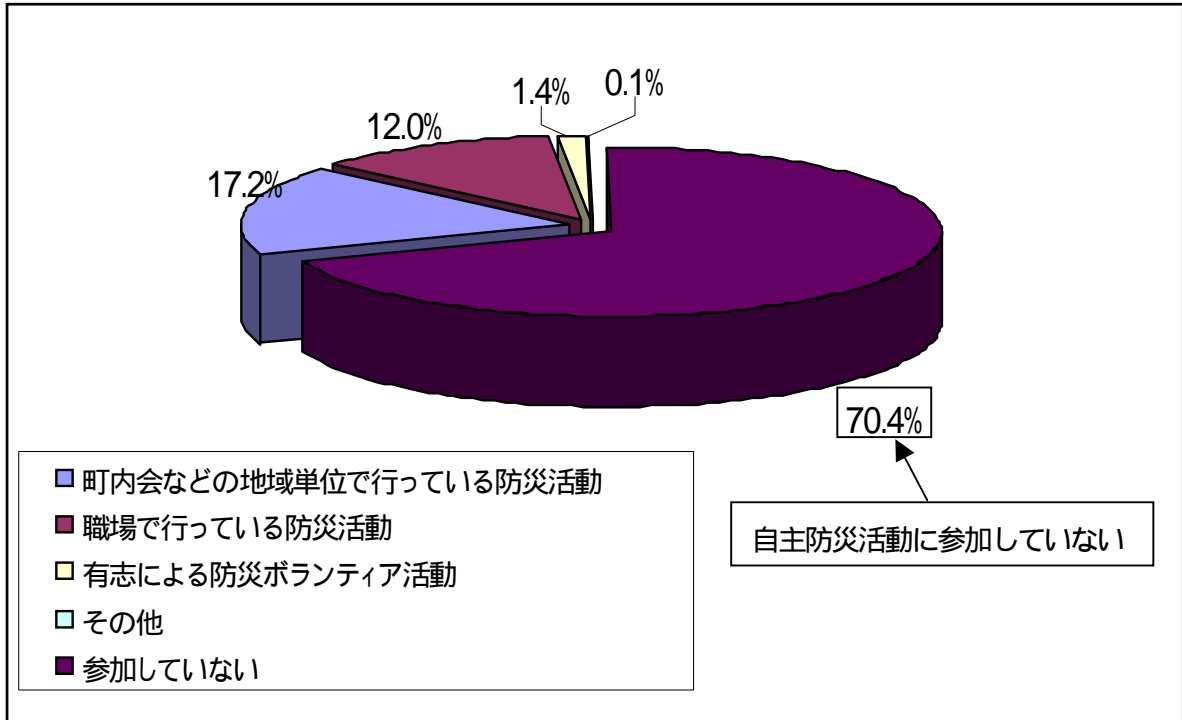
～阪神・淡路大震災の後、上昇したが、最近では減少している～

(出典「防災に関する世論調査」(総理府、平成11年8月))

自主防災活動の状況

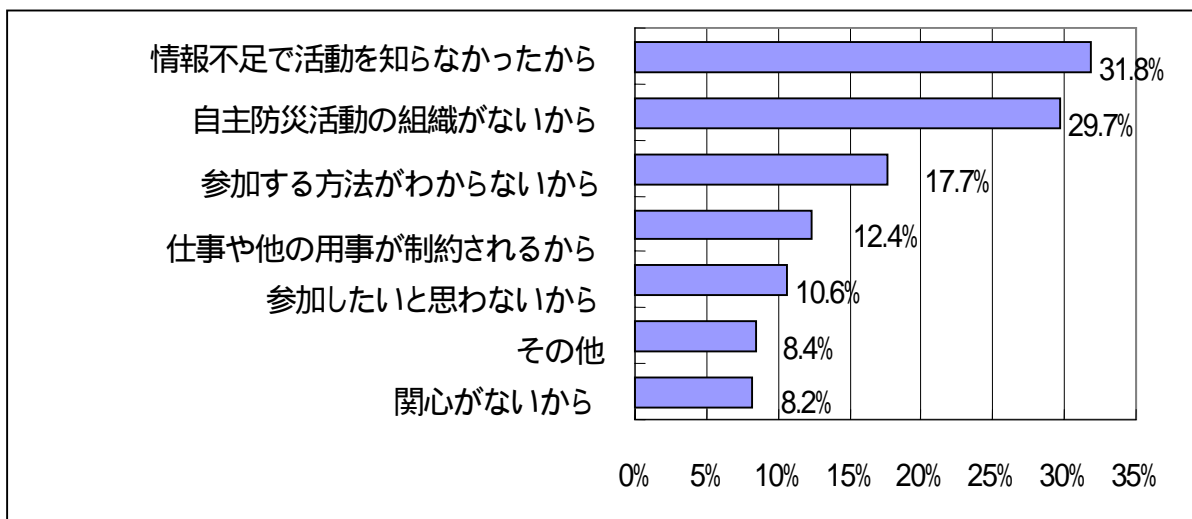
自主防災活動に参加したことのない人が7割を超えている。

現在参加している自主防災活動（複数回答）



（出典「防災と情報に関する世論調査」（総理府、平成11年6月））

自主防災活動に参加しない理由（複数回答）

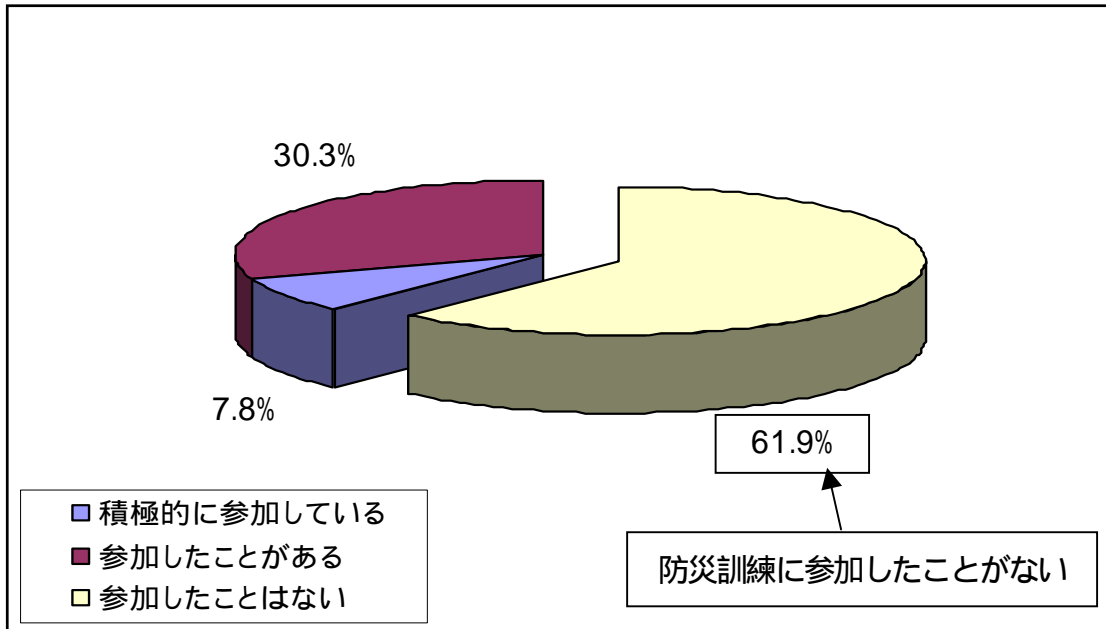


（出典「防災と情報に関する世論調査」（総理府、平成11年6月））

防災訓練への参加の実態と課題

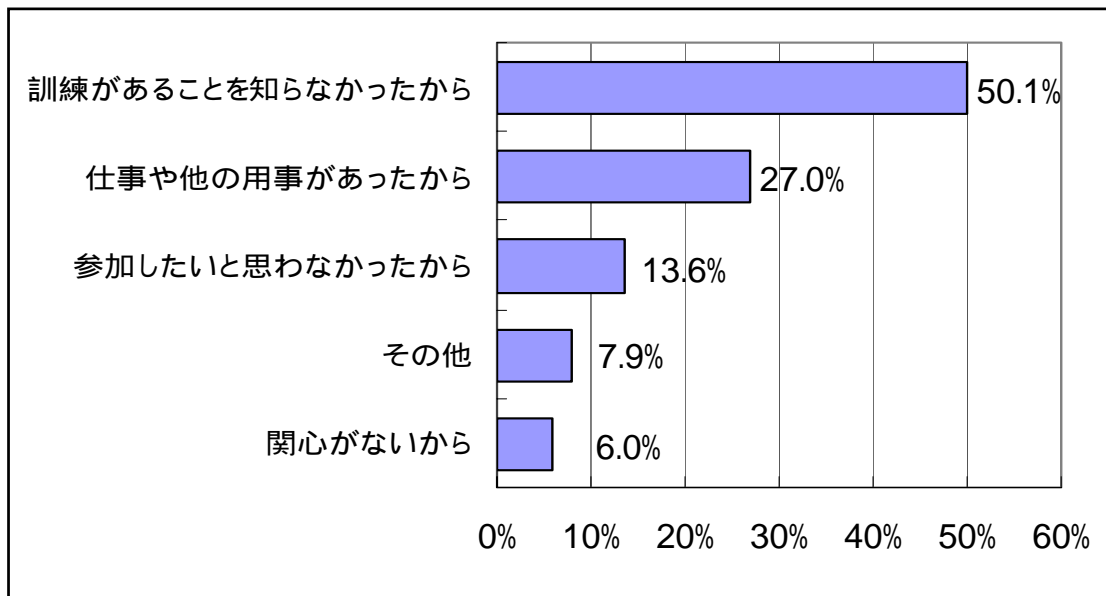
防災訓練に参加したことがない人が6割を超えており、その理由として、訓練の開催を知らない人が5割となっている。

防災訓練への参加状況



(出典「防災と情報に関する世論調査」(総理府、平成11年6月))

防災訓練に参加しない理由

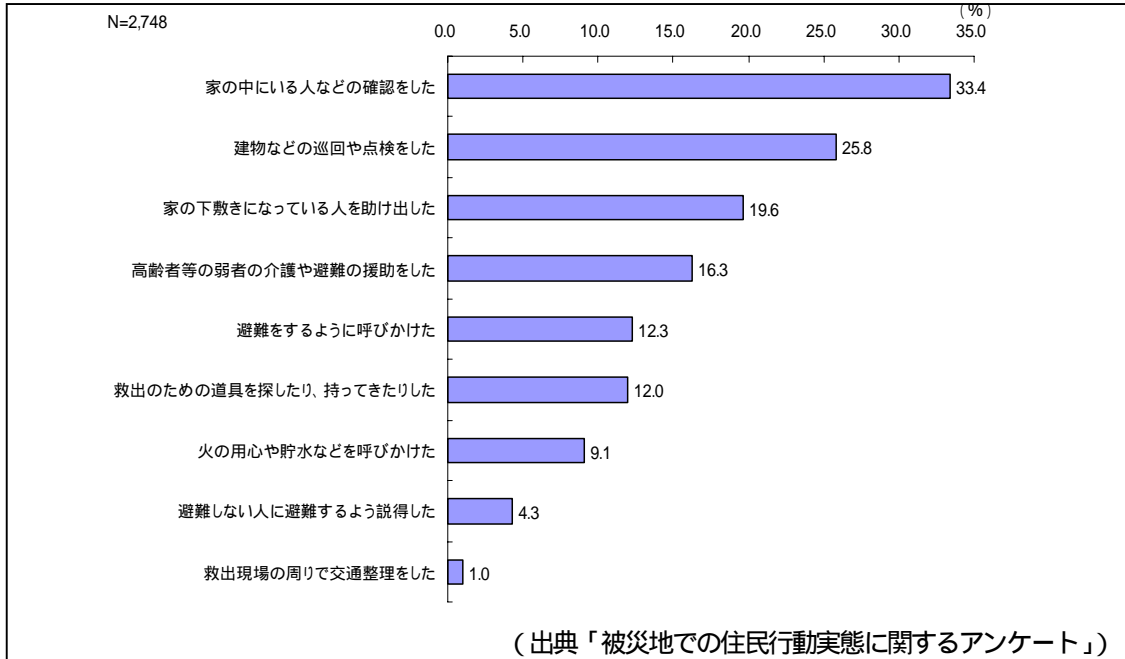


(出典「防災と情報に関する世論調査」(総理府、平成11年6月))

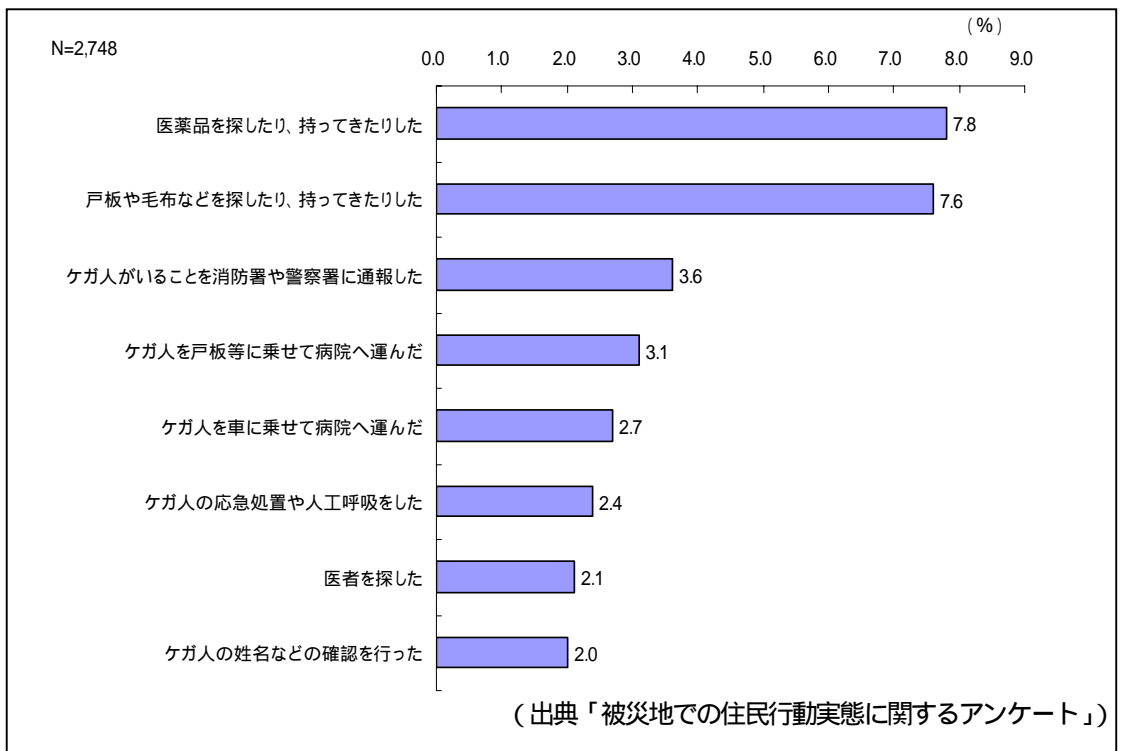
阪神・淡路大震災時の地域住民による自主防災活動

阪神・淡路大震災時には、消防活動や救助・救出行動、応急救護において、公的な対応には限界があったために様々な自主的防災活動が行われ効果をあげた。

救助・救出に関する行動



応急救護に関する行動



災害時におけるボランティア活動の環境整備と動向

阪神・淡路大震災において、ボランティアによる被災者への大規模な支援活動が行われたことを契機として、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正などが行われ、災害時におけるボランティアの活動環境の整備が進められた。以後、ナホトカ号の事故災害や、有珠山噴火や東海豪雨災害発生時などの際に、ボランティア活動が活発に行われた。

我が国のボランティア制度

ボランティア制度	概要
防災エキスパート制度	大規模災害時の公共土木施設の被害情報の迅速な収集と施設管理者への連絡等をボランティアとして行う
砂防ボランティア制度	土砂災害に関して行政への連絡等を行う
斜面判定士制度	土砂災害に関する危険箇所の点検・調査等を行う
被災建築物応急危険度判定制度	地震発生後、建築技術者による被災建築物の応急危険度判定を行う
災害ボランティア口座制度	郵便振替口座の預り金をボランティア団体等へ寄附することを総務大臣に委託する

最近における主なボランティアの活動実績

名 称	人 員	活 動 内 容
阪神・淡路大震災 (平成7年1月)	延べ約140万人	炊き出し、救援物資の仕分け・配送、ごみの収集・運搬、避難所での作業補助、被災者の安否確認、被災者に対する情報提供、高齢者等の災害弱者の介護や移送、保育、水くみ、入浴サービス、夜間防犯パトロール、交通整理や、医師や薬剤師による医療救護活動や、建築士による建築物の危険度判定、弁護士による法律相談、手話通訳、外国語通訳など
ナホトカ号重油流出事故 (平成9年1月)	延べ約28万人	県内外からボランティアが駆けつけ、厳しい気候条件の中、ひしゃくや竹へら等を用いた手作業を中心とする油回収作業に従事。また、阪神・淡路大震災においてボランティア活動を経験したボランティア団体が、ボランティア本部等の立ち上げ、運営等について地元の市町村や団体を支援する例も見られ、ボランティア相互の連携、ボランティアと行政との連携等において、阪神・淡路大震災の経験と教訓が活かされていた。
北海道有珠山噴火災害 (平成12年3月)	延べ約8,500人	避難所の世話・警備・管理・被災者の心のケア、情報発信、広報誌配布、物資輸送・配布、引っ越し手伝い、除灰作業等
東京都三宅島等での火山及び地震活動 (平成12年6月)	136人(島外避難後の活動は含まず)	各家屋の火山灰の除去作業等 (島外避難後) 電話帳の作成、広報誌の発行、集会の開催等
東海地方での大雨による被害 (平成12年9月)	延べ約19,000人	家具の移動、瓦礫や土砂の撤去、清掃、避難所の世話、子供のケア、高齢者の介護等
鳥取県西部地震 (平成12年10月)	延べ約5,200人	託児所の支援、高齢者・障害者の介護、避難所の世話、家具・部屋・ブロック塀などの片づけ、屋根のシート張り、泥の撤去、清掃、土砂災害防止活動等
平成13年芸予地震 (平成13年3月)	延べ約1,200人	瓦礫の除去、屋根のシート張り、家屋周辺の清掃、土砂災害防止活動等

災害対策基本法【災害ボランティア関係事項（抜粋）】

（住民等の責務）

第 7 条

地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第 8 条

国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであるとを問わず、一体として国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすことに寄与することとなるように意を用いなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

十三 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項

防災基本計画【災害ボランティア関係事項（抜粋）】

第1編 総則

第2章 防災の基本方針

周到かつ十分な災害予防

国民の防災活動を促進するための住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等

迅速かつ円滑な災害応急対策

ボランティア、義援物資・義援金、海外からの支援の適切な受入れ

第2編 震災対策編

第1章 災害予防

第3節 国民の防災活動の促進

3 国民の防災活動の環境整備

（2）防災ボランティア活動の環境整備

地方公共団体は、ボランティア団体と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。

国及び地方公共団体は、日本赤十字社、社会福祉協議会等やボランティア団体との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。その際、平常時の登録、研修制度、災害時におけるボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保等について検討するものとする。

第2章 災害応急対策

第12節 自発的支援の受入れ

1 ボランティアの受入れ

国、地方公共団体及び関係団体は、相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

自治体によるボランティア活動との連携体制

各地方公共団体においては、ボランティア活動に関する「地域防災計画での位置づけの明確化」、「受入れ窓口の整備」、「事前登録制度の整備」、「講習会の実施」等の措置を講じている（平成13年度防災白書より）。

災害ボランティア・データバンク（参考 <http://www.fdma.go.jp/volunteer/main/main.html>）

災害ボランティアが効果的な活動を行うにあたっては、行政との連携が必要となるが、実際には、相互にデータが不足しているため、連携が必ずしもうまくいっていないのが現実である。総務省消防庁では、地方公共団体、公共機関、災害ボランティア団体の協力を得ながら、災害ボランティアと行政の連携にあたって、参考となるデータとして「災害ボランティア・データバンク」を設置し、平成13年5月より公開している。

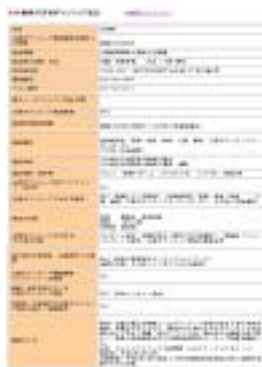
<掲載内容>

- ・都道府県・政令指定都市の災害ボランティア支援施策や担当窓口
- ・社会福祉協議会、日本赤十字社の災害ボランティア支援施策や連絡窓口
- ・災害を対象とした活動を行うボランティア団体の活動内容や問い合わせ先等

ホームページ表紙



自治体の災害ボランティア支援施策や担当窓口の紹介



都道府県の目次



ボランティア団体の活動内容や問い合わせ先などの紹介



ボランティアネットワークの形成状況

阪神・淡路大震災ではボランティア同士の連携について課題を残した。その反省点を踏まえ、ボランティア団体の中にもボランティア間のネットワークに活動の重点を置く団体が出てきている。

ボランティアネットワークの事例

日本災害救援ボランティアワーク（NVNAD）

国内災害に対しては、現地と連絡を取りつつ、情報の提供、先遣隊の派遣、ボランティアコーディネートなどの救援活動を行う。海外の大規模災害に対しては、関係機関と連絡を取り、被災国の情勢を踏まえて、募金などの救援活動を行う。

(主な活動)

- ・ ネットワークの構築（内外のボランティア団体等とのネットワークづくり）
- ・ 啓発活動（講演、ワークショップ、講座等の開催）
- ・ 地域支援活動
- ・ 研究・調査活動

(参考 <http://www.ecotango.co.jp/nvnad/index.nsf>)

東京災害ボランティアネットワーク

円滑な救援活動を行うためには、種々の団体、多くの人が互いに協力しあうことの必要性から、異なる立場の団体が普段から情報を交換し、ゆるやかなつながりをつくるための「場」として誕生。現在 95 の団体が加盟している。

(主な活動)

- ・ ネットワーク活動（定例全体会開催、ニュースレター発信、各団体の情報集約）
- ・ テーマ別研究活動（分科会や勉強会を設立）
- ・ 災害時の救援活動

(参考 <http://www.tosaibo.net/>)

防災情報機構

特定の分野と団体に偏ることなく、防災と危機管理及び環境問題に関する知見を蓄積し、新たに取り組む具体的な事業を通じて、社会に広く貢献する。

(主な活動)

- ・ 防災情報新聞の発行
- ・ 毎月一回、発行部数 4 万 5 千部
- ・ 中央省庁、地方自治体、消防、警察、自衛隊、ライフライン関係諸企業、ボランティア団体、労働団体及び広範な職域の個人が対象

(参考 <http://www.bousai.joho.or.jp/>)

有珠山ネット

平成 12 年の有珠山噴火災害を契機に、民間事業者が本業で立ち上げているサーバに、自分で確実に確認できる範囲の情報を集め各人の責任において発信する「有珠山市民情報板」を始めたのがきっかけ。

目的は被災者での迅速、正確かつ的確な情報提供であるが、主催者は、組織としてではなく被災地在住のメンバーを中心に全国の「心」と「意識」の集合体と表現している。

(主な活動)

- ・ 有珠山ネット HP による被災者への災害情報提供
- ・ メーリングリストによるリアルタイムでの情報交換
- ・ 避難所に配備されたインターネット接続用パソコンの維持管理

(参考 <http://www.usuzan.net/>)

災害救援ボランティア講座

平成 7 年の阪神・淡路大震災の教訓をふまえ、ライフラインの関係者、行政経験者が中心となり、平成 8 年 3 月に任意団体として「災害ボランティア推進委員会」(委員長：石原信雄)を結成。独自のカリキュラムを決定し、セーフティリーダー (SL) という名称の民間認定資格 (奨励資格) を作り、災害ボランティアの育成を行っている。

(主な活動)

- ・ 災害救援ボランティア講座開設 (受講者数：平成 13 年 4 月に 2,000 名を達成)
- ・ 災害救援ボランティアの制服を作成
- ・ 災害救援ボランティア登録制度、見舞金制度発足 (平成 13 年 5 月末現在 1,680 名登録)
- ・ 災害救援ボランティアの教育訓練実施 (東京、神奈川を中心に年 4 回程度実施)
- ・ SL ネットワークづくり (平成 11 年 1 月に首都圏を中心に結成)

(参考 <http://www.saigai.or.jp/>)

静岡県防災士会

新しい防災知見等の普及や地域の防災に貢献することを目的に、平成 8 年から静岡県防災総合講座を終了して、静岡県防災士の称号を与えられた者が会員となり、平成 12 年 2 月 5 日に設立した。

(主な活動)

- ・ 機関紙の発行
- ・ 会員相互の意見交換の実施
- ・ 防災に関する情報等の提供
- ・ 講習会等の開催
- ・ その他地域の防災貢献に必要と思われる活動

(参考 <http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/toukei/corabo.pdf>)

特定非営利活動促進法（NPO法）

「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、特定非営利活動定義として「災害救援活動」「地域安全活動」を位置づけられており、新しい防災活動主体が生まれつつある。

NPO法の中身

（NPO法の概要）

特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的とするものである（法第1条より）。

（特定非営利活動の定義）

非営利活動とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。具体的には以下の12の分野における活動である。

- ・ 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- ・ 社会教育の推進を図る活動
- ・ まちづくりの推進を図る活動
- ・ 文化や芸術、スポーツの振興を図る活動
- ・ 環境の保全を図る活動
- ・ 災害救援活動
- ・ 地域安全活動
- ・ 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- ・ 国際協力の活動国際協力の活動
- ・ 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- ・ 子どもの健全育成を図る活動
- ・ 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（非営利団体が法人格を取得するための条件）

- ・ 営利を目的としないこと
- ・ 社員（正会員など総会で議決権を有する者）の資格について、不当な条件をつけない
- ・ 報酬を受ける役員数が、役員総数の1/3以下である
- ・ 宗教活動や政治活動を主目的としないこと
- ・ 特定の候補者、政党を推薦、支持、反対することを目的としない
- ・ 暴力団、又は暴力団若しくはその構成員の統制下にある団体でない
- ・ 10人以上の社員がいること

企業防災活動の役割と現状

防災基本計画では、企業は防災活動において、「従業員や顧客の安全の確保だけではなく、事業活動の維持による被災地内外の社会経済の安定化や、地域防災活動への貢献などの役割を担わなければならない」と記されている。しかし、現状ではそのような認識を持っている企業は少ない。

企業の防災活動の役割（防災基本計画より）

従業員・顧客の安全確保

- ・ ハード面：施設の耐震化、備品や機器の転倒・落下防止対策、避難路の確保
- ・ ソフト面：従業員の防災教育、マニュアルの周知徹底、防災訓練

事業活動の維持と社会経済の安定

- ・ 事業活動の維持が雇用の確保や取引企業の混乱を防止し、長期的には被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる
- ・ 事業活動維持のための具体的取り組み、活動中断を最小限にとどめる対策、取引先や顧客への影響を最小限にとどめる対策などが必要

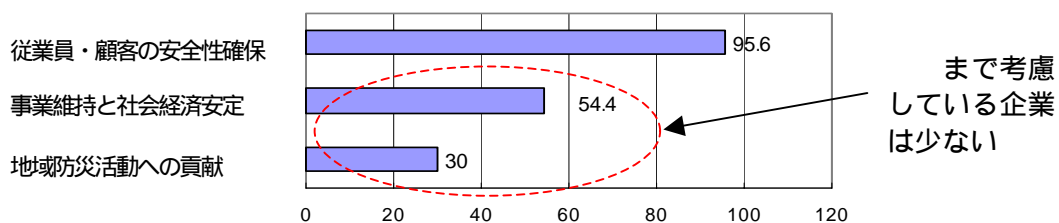
地域防災活動の貢献

- ・ 自社の災害対策だけではなくコミュニティの一員としての役割も大切
- ・ 災害時の物資の支援、住民・行政・ボランティアとの連携、平常時から災害をテーマにした地域住民との交流が必要

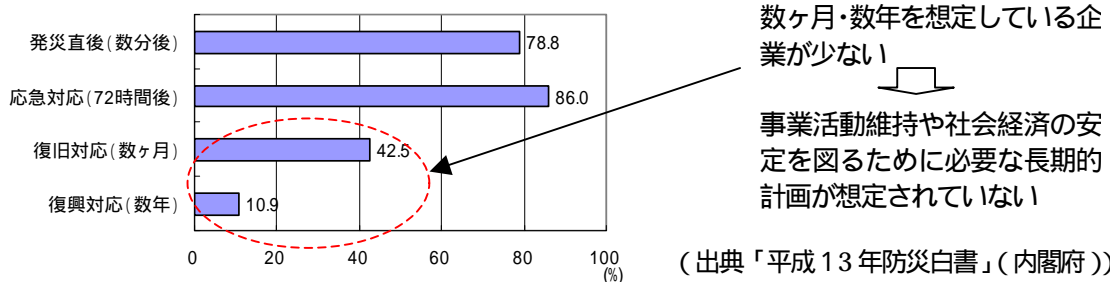
企業防災の現状（防災計画・マニュアルの内容）

～ まで考慮している企業は少ない～

企業防災計画・マニュアルに記載されている目次の内容



企業防災計画・マニュアルの想定している時間



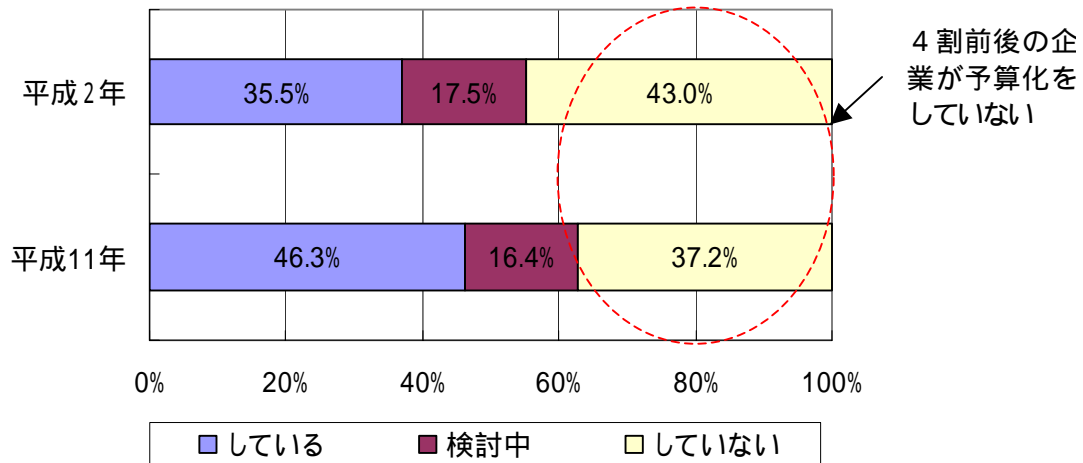
(出典「平成13年防災白書」(内閣府))

企業防災の現状（防災対策の予算・専門部局）

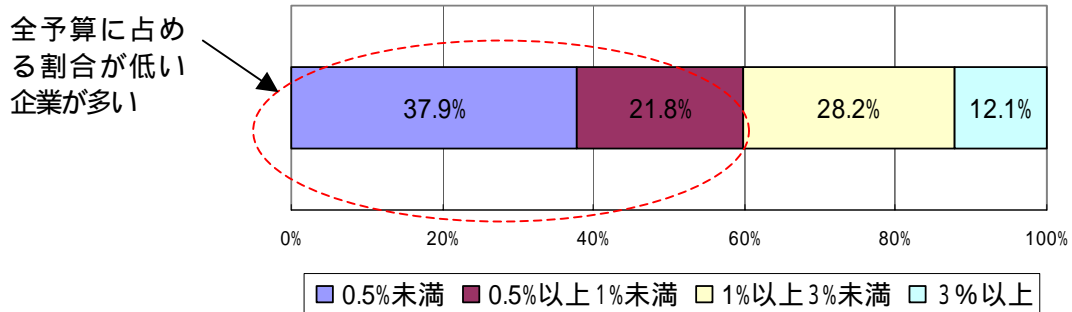
防災対策を予算化している企業が少なく、予算化しているところでもその額は少ない。防災担当部局を設置している企業も少ない。

企業防災の現状（防災対策の予算・専門部局）

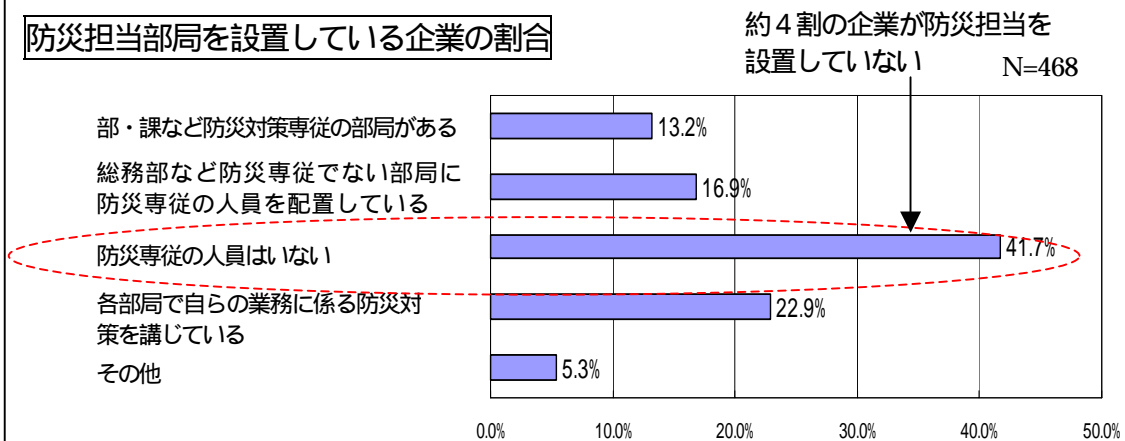
防災対策を予算化している企業の割合



防災予算の金額の全予算に対する割合



防災担当部局を設置している企業の割合



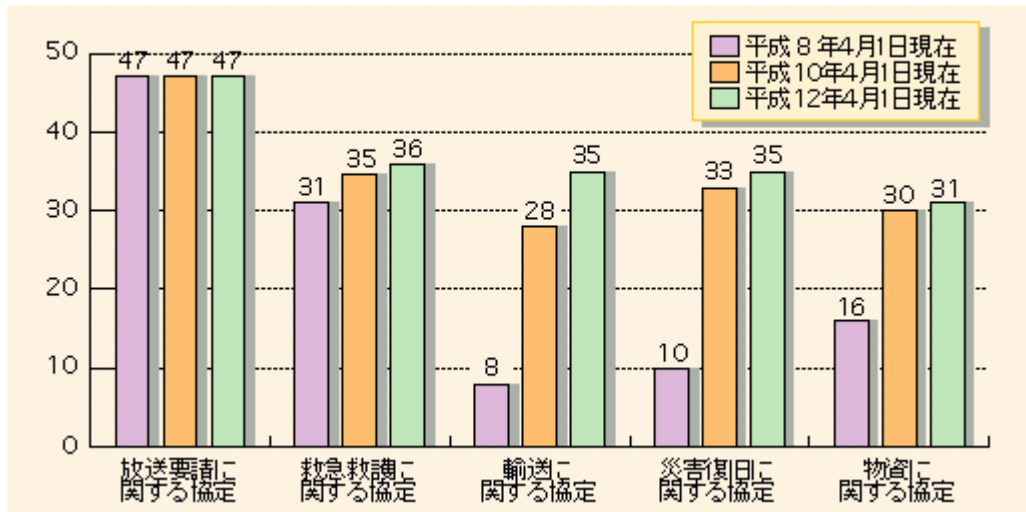
(出典「平成10年度企業防災活動の促進に関する調査」(内閣府))

企業と住民、行政との連携強化

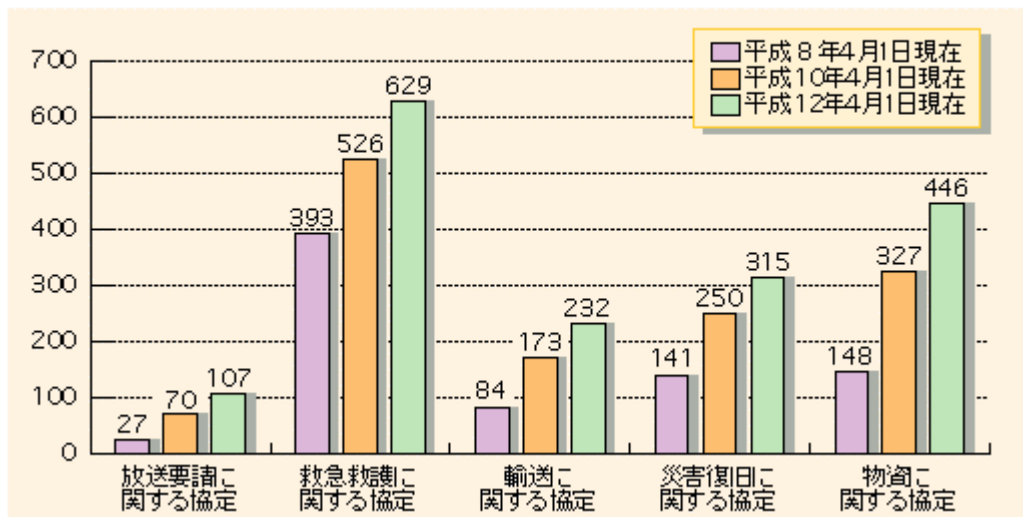
阪神・淡路大震災を契機として、企業と行政との間で様々な応援協定の締結が進められている。

企業と行政との応援協定の締結状況

地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結状況(都道府県数)



地方公共団体と民間機関等との応援協定の締結状況(市町村数)



(出典「消防白書」平成12年版)

備蓄に関する企業と行政の連携

災害に備えた公的備蓄には容量的に限界があり、民間企業と連携を結んで流通備蓄を確保する自治体が増えている。

東京都の生活物資備蓄計画

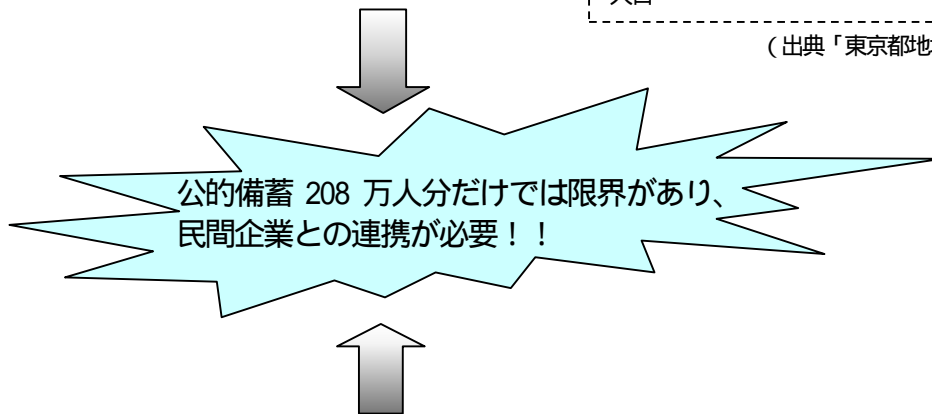
生活物資備蓄は、乳幼児を除く避難所生活人口 208 万人 × 2 日間のみ

食料在庫状況			
精米	玄米	副食品	調味料
2.187t	5.521t	834 万食	417 万食

注) 東京都全人口は 1,200 万人

精米・玄米：約 6,250t
 = (2,111,000 人 - 26,800 人) × 5 日間 × 3 食 × 200g
 副食品：約 834 万食
 = (2,110,000 人 - 26,800 人) × 2 日間 × 2 食 / 日
 調味料：約 417 万食
 = (2,110,000 人 - 26,800 人) × 2 日間 × 1 食 / 日
 2,110,000 人 - 26,800 人 = 乳幼児を除く避難所生活人口

(出典「東京都地域防災計画」)



公的備蓄 208 万人分だけでは限界があり、民間企業との連携が必要!!

帰宅困難者は 371 万人と予測

帰宅困難者合計	内 訳		
	通勤者	通学者	買物等
371 万人	227 万人	60 万人	84 万人

注) 帰宅困難者：自宅が遠隔なため帰宅をあきらめたり、一旦徒歩で帰宅を開始したものの、途中で帰宅が困難になり、保護が必要になる人

(出典「東京都地域防災計画」)

行政と民間における流通協定の事例

茨城県：「災害救助に必要な物資の調達に関する協定」

カスミグループ（北関東でスーパー等を展開）と食料品、日用雑貨品、衣料品など 48 品目に関して、茨城県高圧ガス保安協会と LP ガスなどに関して災害時に必要量を県に調達する協定を締結。

横浜市：「災害時における生鮮食料品等の自動車輸送の協力に関する協定」

横浜市の中央卸売市場において日本通運株式会社横浜北支社（横浜市場支店）（株）横浜魚市場運送などが災害時に輸送協力することを締結。

自助、共助、公助が一体となった防災対策

行政、企業、個人、ボランティア等の様々な主体の役割分担を明確にしつつ、自助、共助、公助による防災体制の確立が進みつつある。

自助、共助、公助一体の防災対策の事例

東京都震災対策条例の考え方

東京都では、従来あった東京都震災予防条例を平成12年度に改正し、新たに東京都震災対策条例を策定した。その理念の3つの柱として自助・共助・公助の考え方を掲げており、都民や事業者の責務と役割を強化するとともに、自主防災組織やボランティアによる助け合いの仕組み作りを強く訴えている。

自 助

【都民の役割】

建築物等の耐震・耐火性の確保、家具の転倒防止、飲料水・食糧の確保など

【事業者の役割】

従業員だけでなく、買い物客等の安全確保など



公 助

救出・救助の活動拠点の指定、オープンスペース(震災時に必要な空地)利用計画の作成、帰宅困難者対策、復興対策など

共 助

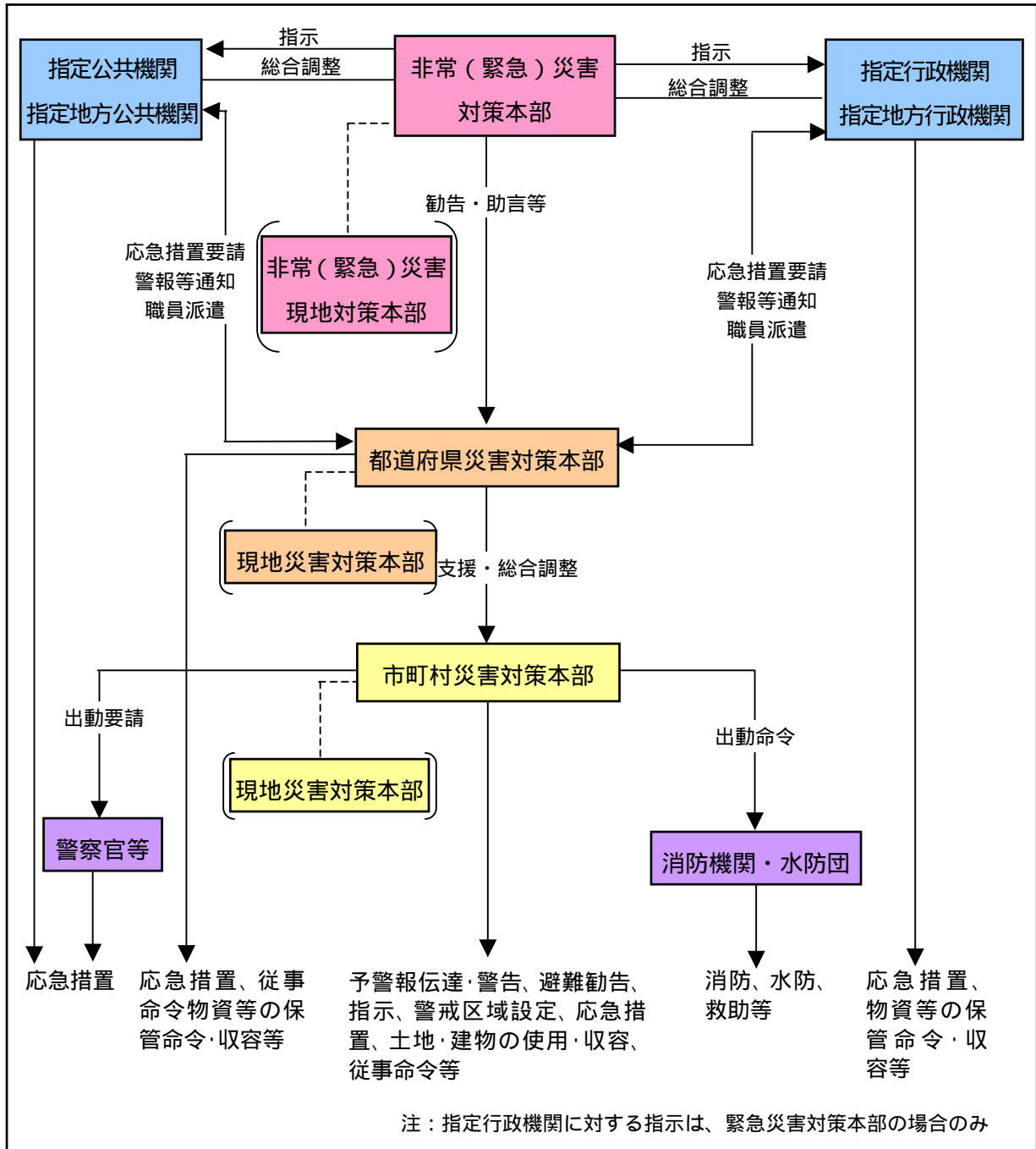
ボランティアへの支援、地域での相互支援ネットワークづくりや防災リーダーの育成など

(参考 東京都ホームページ)

災害時の国・都道府県・市町村の役割分担のあり方

非常災害が発生した場合における応急対策活動の実施については、第一次的には市町村が当たり、都道府県は広域にわたり総合的な処理を必要とするものに当たる。また、地方公共団体の対応能力を超える場合には、国が積極的に応急対策を支援することとなる。

非常災害発生時の主な処置



災害対策基本法の概要

災害の定義、防災に関する責務

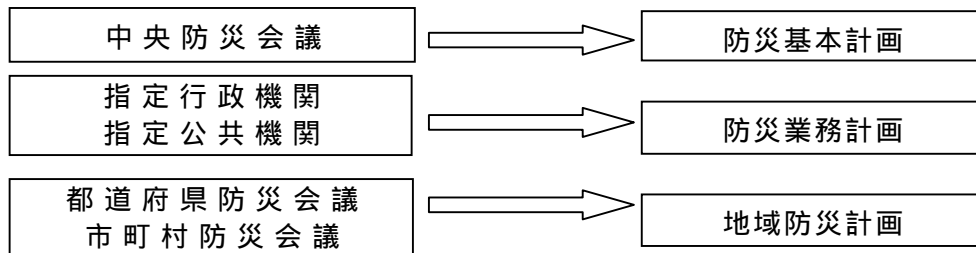
災害の定義... **自然災害**(地震、豪雨等異常な自然現象による被害)
事故災害(大規模な火事・爆発又は放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等の大規模な事故による被害)

責 務...防災計画の実施、相互協力等(国、地方自治体、住民等)

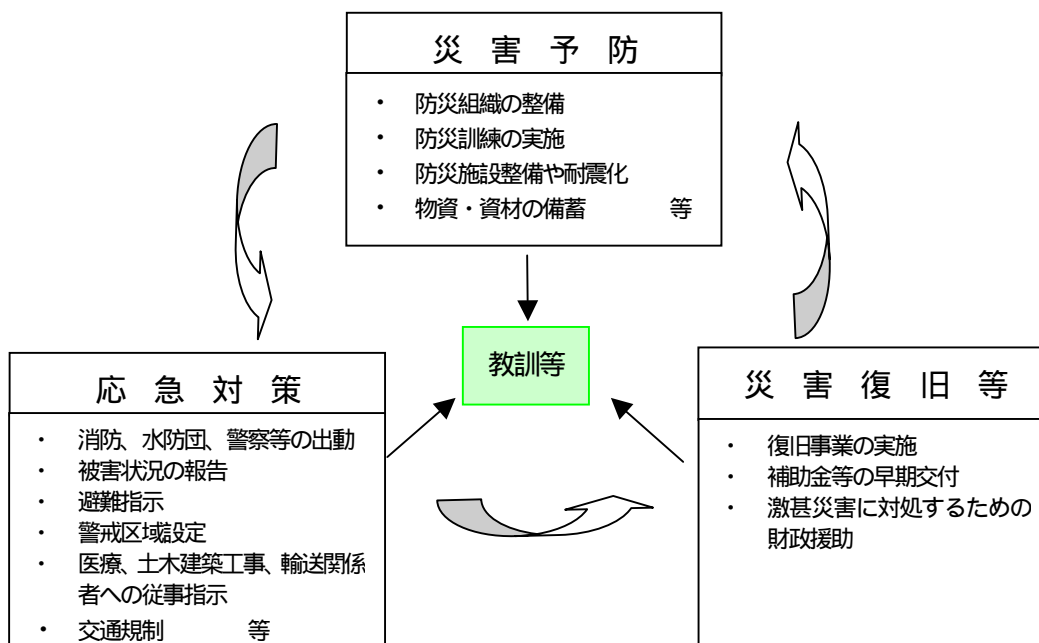
防災に関する組織

	平 常 時	災 害 時
国	中央防災会議	非常災害対策本部(非常災害が発生した場合に設置) 緊急災害対策本部(著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した場合に設置)
地方	都道府県防災会議 市町村防災会議	災害対策本部(災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に設置)

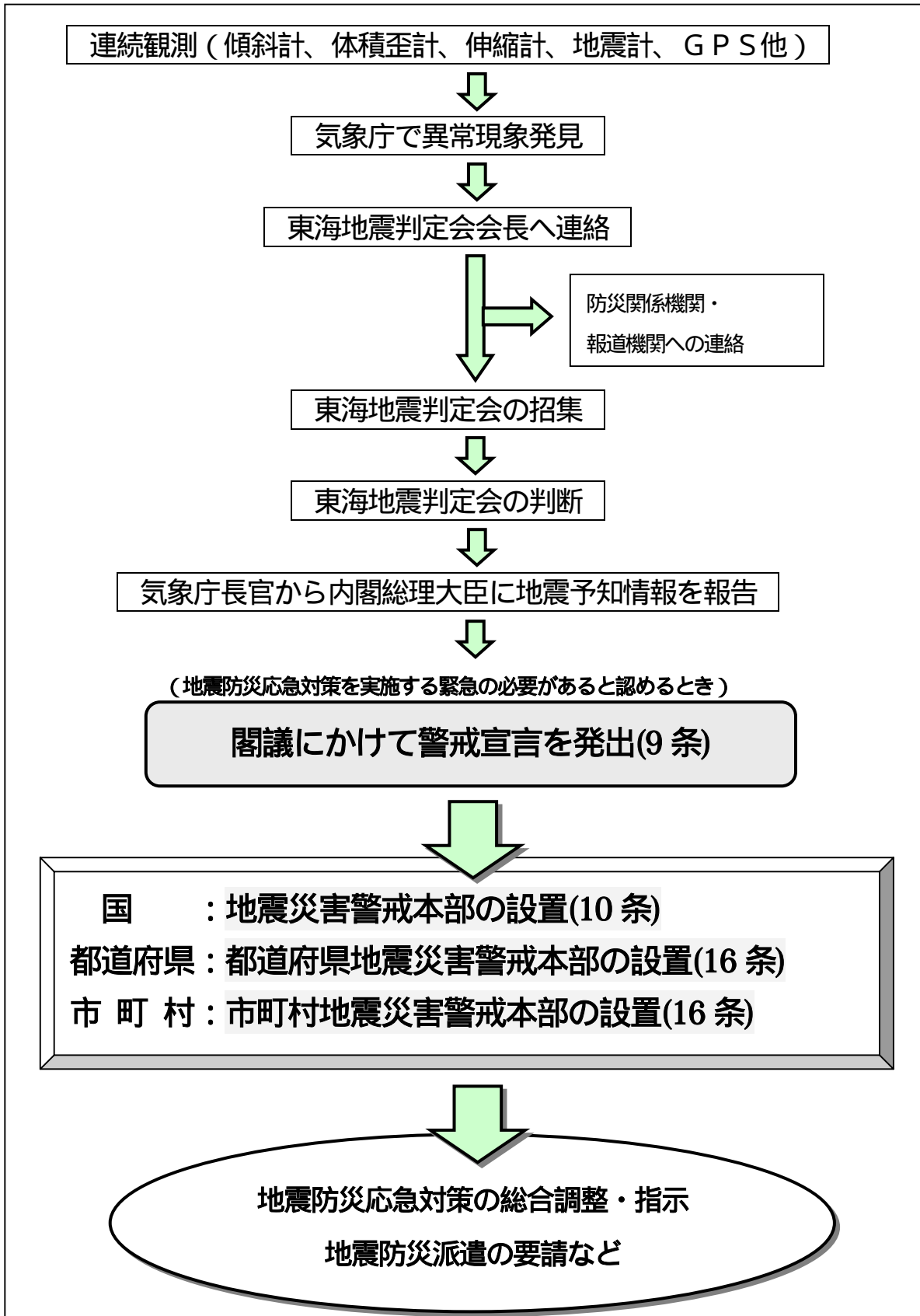
防災計画



防災のスキーム



大規模地震対策特別措置法における警戒宣言等の手続き

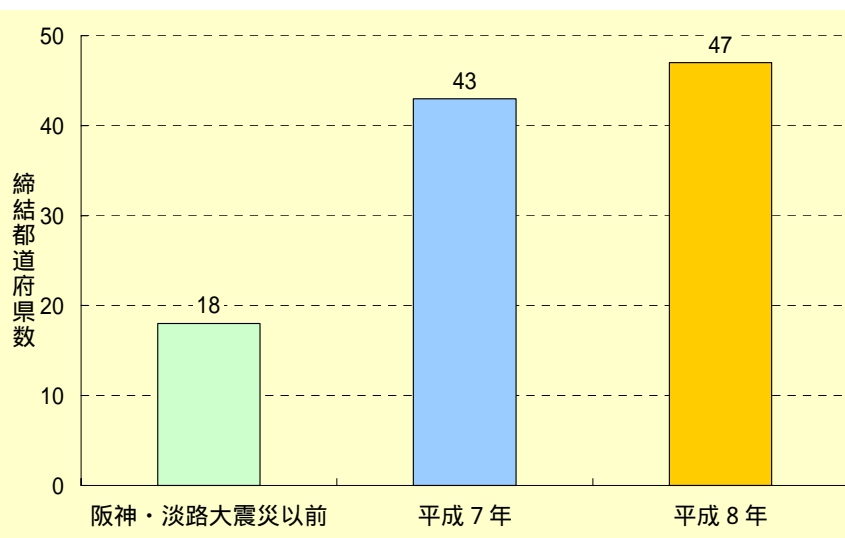


広域防災体制

阪神・淡路大震災を契機として、相互応援協定の締結が進んでいる。また、地方公共団体の区域を越えた相互間地域防災計画の策定の推進方策について検討している（ただし、火山災害や原子力災害に関して幾つかの市町村で既に策定している例がある）。

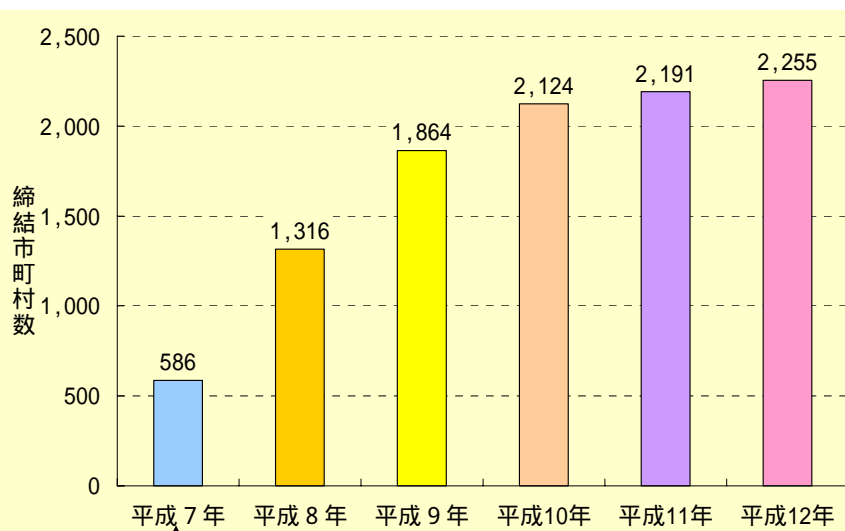
応援協定の締結状況

《都道府県間》



阪神・淡路大震災以前には18都県のみであったが、平成8年7月には47の全都道府県間で協定が締結された。

《市町村間》



平成12年現在、3,252市町村のうち7割の2,255団体が締結されている。

阪神・淡路大震災

(消防庁作成)

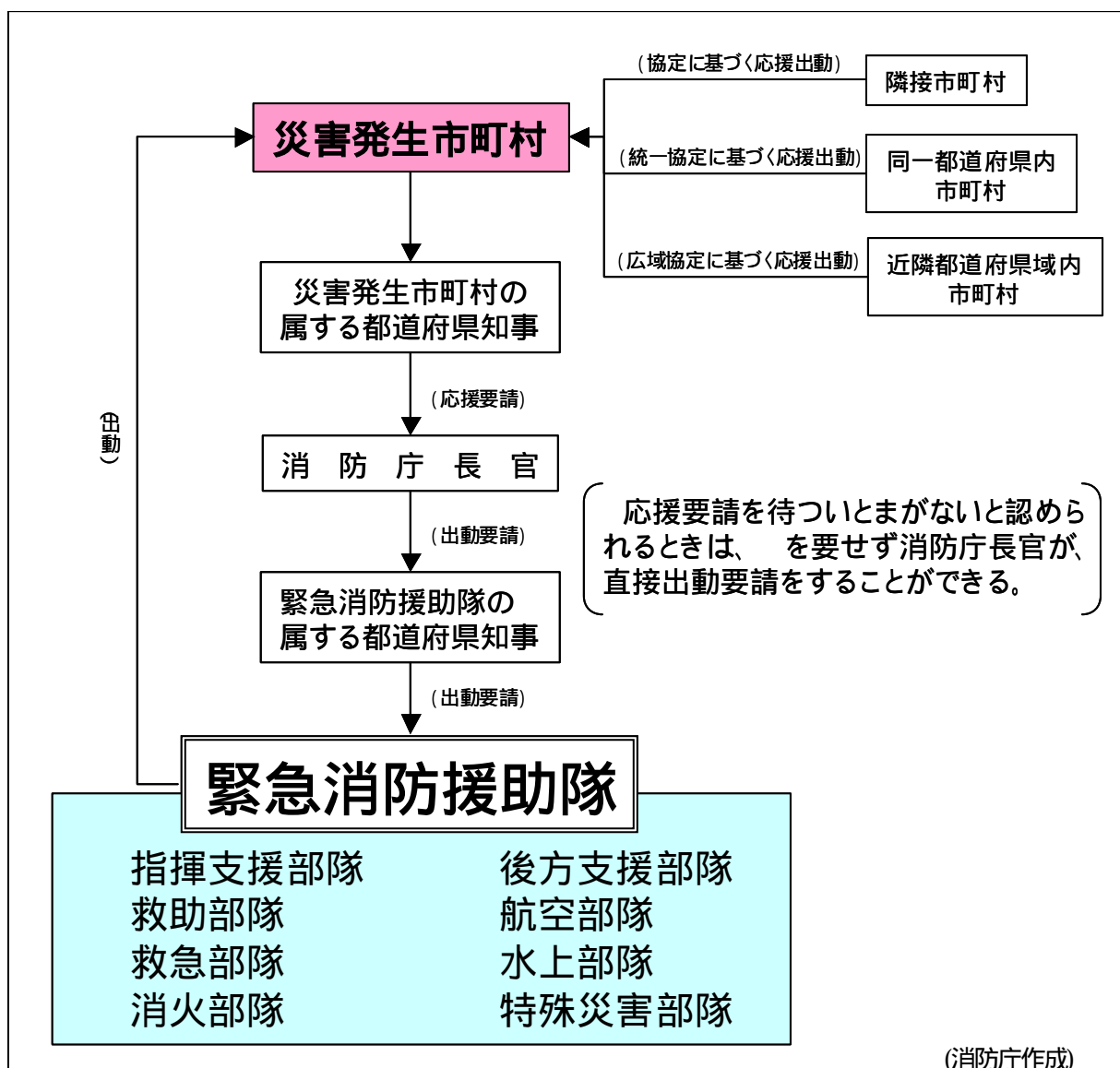
協議会と相互間地域防災計画の策定状況

協議会名・設置年月	計画名	策定年月	構成市町村
1 阿蘇火山防災会議協議会 (熊本県) S42.11.4	阿蘇火山防災計画	S42.11	阿蘇町、一の宮町、白水村
2 桜島火山爆発防災会議協議会 (鹿児島県) S48.7.24	桜島火山爆発防災計画	S48.12	鹿児島市、桜島町
3 有珠山火山防災会議協議会 (北海道) S56.4.27	有珠山火山防災計画	S56.10	伊達市、虻田町、壮瞥町
4 草津白根山防災会議協議会 (群馬県) S58.4.1	草津白根山防災計画	S58.3	草津町、嬬恋村、六合村
5 駒ヶ岳火山防災会議協議会 (北海道) S55.10.8	駒ヶ岳火山噴火地域防災計画	S58.11	森町、砂原町、鹿部町、南茅部町、七飯町
6 十勝岳火山防災会議協議会 (北海道) H2.4.17	十勝岳火山噴火地域防災計画	H2.6	上富良野町、美瑛町
7 雲仙岳防災会議協議会 (長崎県) H3.7.2	雲仙岳防災計画	H3.7	島原市、小浜町、深江町、布津町、有家町、西有家町、北有家町、南有家町、口之津町、加津佐町、南串山町、千々石町、愛野町、吾妻町、瑞穂町、国見町、有明町
8 泊発電所原子力防災会議協議会 (北海道) S62.12.7	泊発電所周辺地域原子力防災計画	H元.3	泊村、共和町、神恵内村、岩内町

緊急消防援助隊の役割及び体制

緊急消防援助隊は、いったん我が国のどこかで大規模災害が発生した場合に、当該災害発生地域において、情報収集、消火、救出・救助等に従事するため、都道府県の枠を越えて広域的に出動する部隊である（平成7年創設）。規模は、平成7年では部隊数1,267（構成員1万7,000人）、平成13年では部隊数1,785（構成員2万6,000人）となっている。

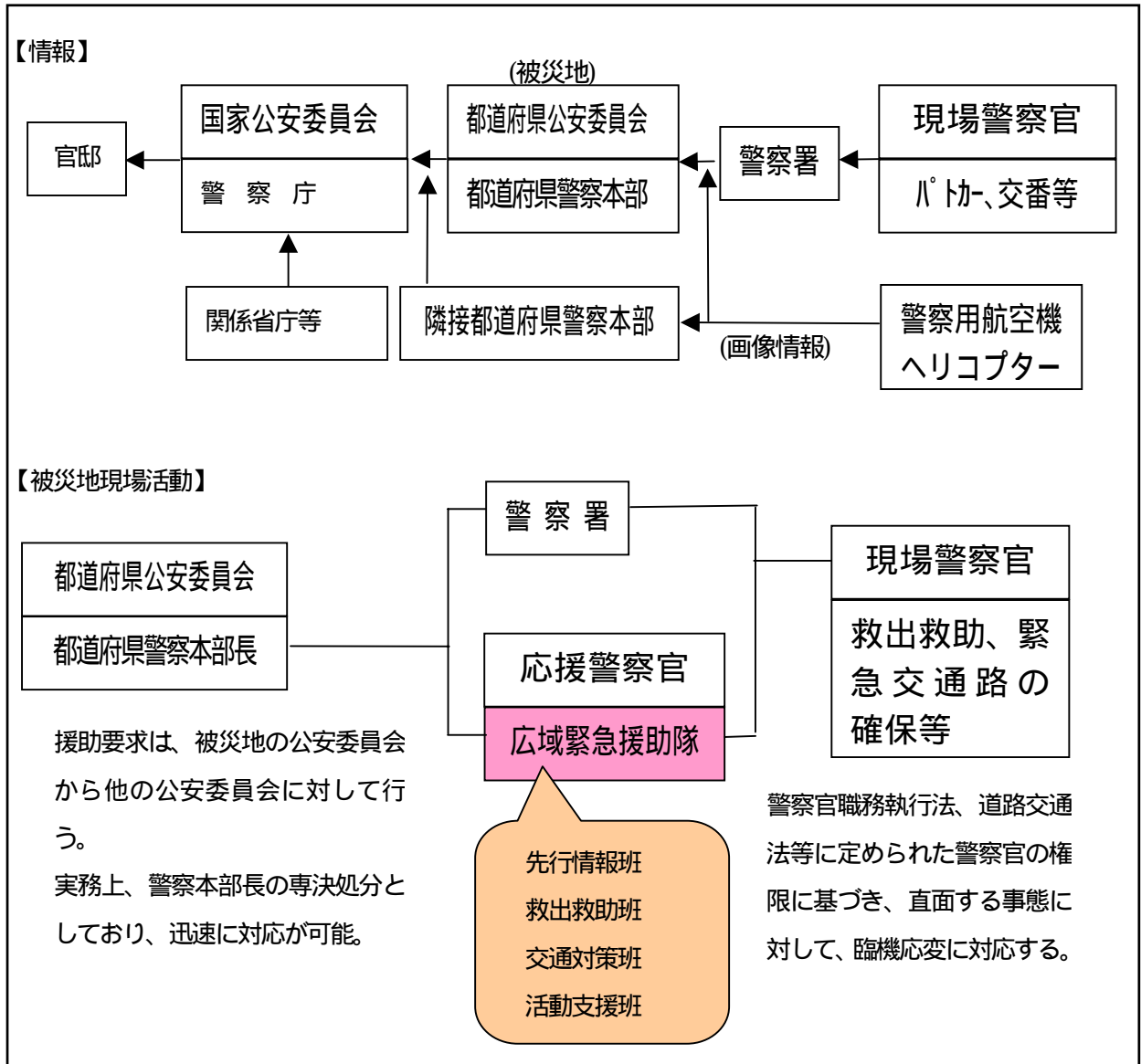
大規模災害時の緊急消防援助隊の対応



広域緊急援助隊の役割及び体制

警察は、災害時には、地域情報の収集、住民の避難誘導、救出・救助、行方不明者の捜索、交通規制による緊急輸送路の確保、治安維持、検死業務といった広範な対応が必要となる。阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、都道府県の枠を超えた広域的な災害対策の専門部隊として広域緊急援助隊を創設した(平成7年)。現在、規模は約4,000人(機動隊員約1,500人、管区機動隊員約1,000人、交通機動隊員及び高速道路交通警察隊員約1,500人)である。

大規模災害時の警察の対応



(「我が国の新しい大規模災害応急対策」(大規模災害応急対策研究会、平成8年)より作成)

自衛隊の災害派遣

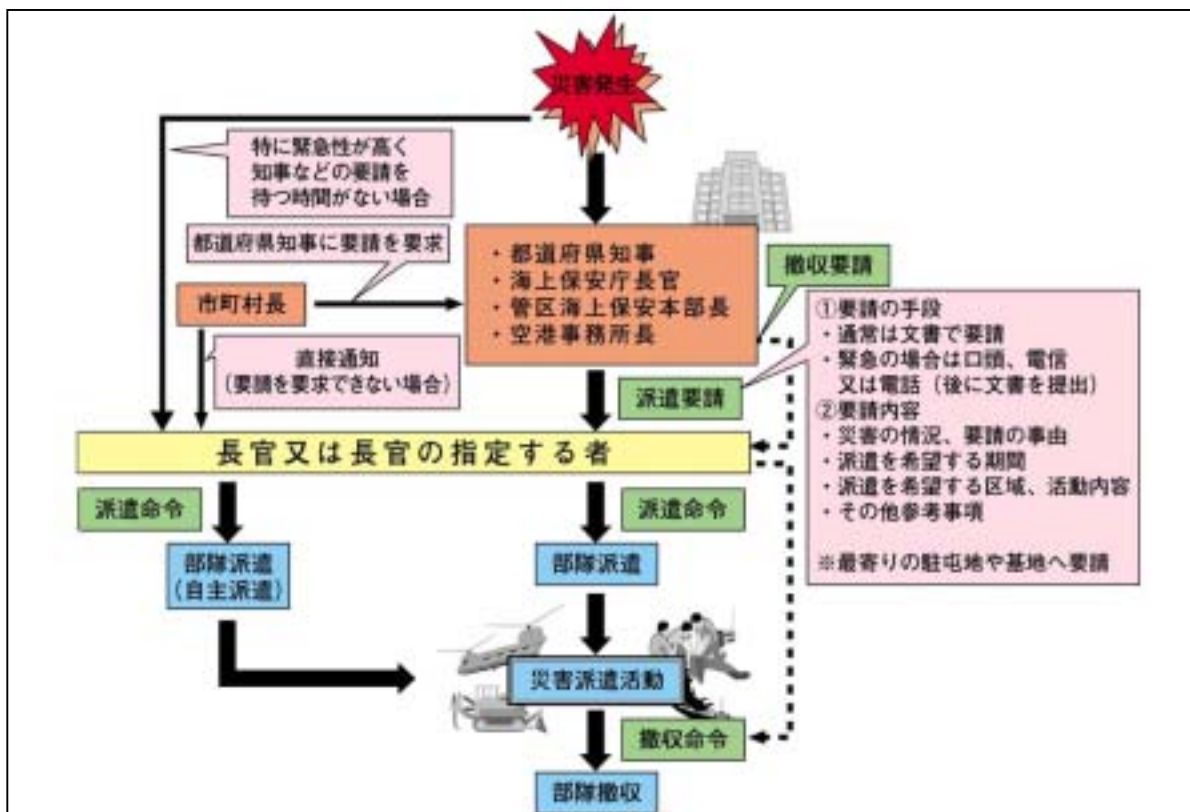
自衛隊の災害派遣は、自衛隊法の規定上、都道府県知事等からの要請により部隊等を派遣することを原則としている。

ただし、防衛庁長官又は長官が指定する者（方面総監、師団長、駐屯地司令の職にある部隊等の長）は、特に緊急な事態で、要請を待ついとまがないときには、要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

最近の主な派遣実績（概数）

災害	時期	延べ人員	延べ車両	延べ航空機	延べ艦艇
阪神・淡路大震災	7.1.17-4.27	225万4,700名	34万6,800両	1万3,300機	680隻
有珠山噴火	12.3.29-7.24	10万名	3万7,000両	1,000機	100隻
三宅島火山活動	12.6.27-7.2	4万7,340名	2,180両	400機	470機
	12.8.20-8.26				
	12.8.29-13.10.3				
鳥取県西部地震	12.10.6-10.18	1,300名	500両	40機	-
芸予地震	13.3.24-3.27	530名	170両	40機	10隻

要請から派遣、撤収までの流れ



（参考 防衛庁ホームページ）

災害医療体制（広域医療搬送アクションプラン）

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、地震発生後 24 時間以内を想定し、重篤患者を広域搬送する観点から、緊急（非常）災害対策本部及び関係省庁が地方公共団体レベルの取り組みを効果的に支援するため「南関東地域の大規模震災時における広域医療搬送活動アクションプラン第一次申し合わせ」が作られた。

広域医療搬送アクションプランに基づく関係機関のアクション想定例

(1) 広域医療搬送体制の確立【地震発生後 1 - 2 時間後】

内閣府による EES 推計結果等の提供

被害の規模・広がり・重篤患者の発生見込み数、地域的分布の把握

緊急災害対策本部による基本的な体制の準備

- ・ 重篤患者の「搬出地域」「受け入れ可能地域」、必要ヘリ数、必要医師数を想定
- ・ 関係省庁は、あらかじめリストアップした搬送手段、搬送拠点、医療機関、同僚、医師等について上記想定を踏まえ対応を要請し、迅速な確保に努める
- ・ 被災地方公共団体等は広域医療搬送体制を念頭に被災地内医療搬送活動を実施
- ・ 非被災地方公共団体は、受け入れ・支援体制を迅速に立ち上げ

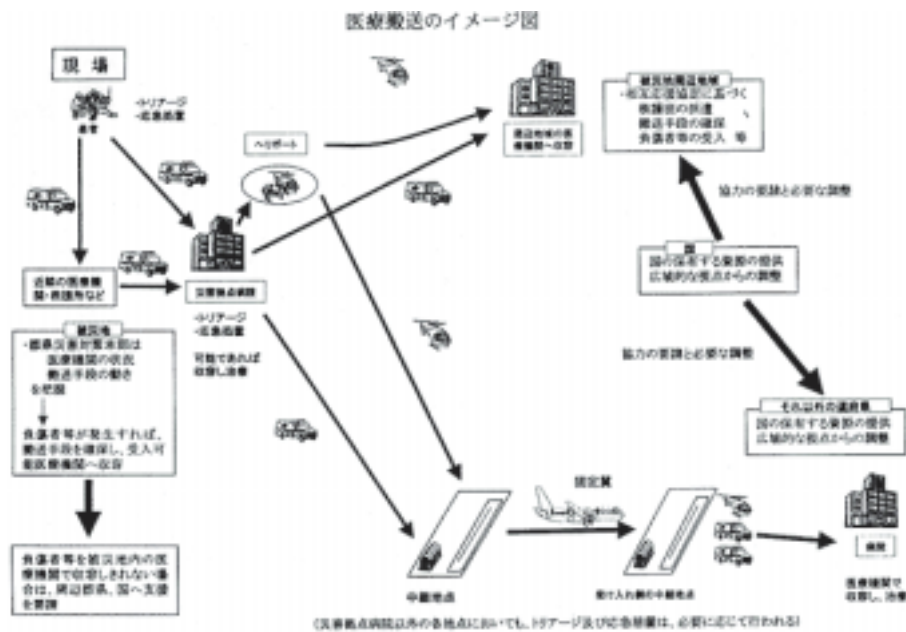
(2) 緊急災害対策本部による広域医療搬送活動の調整・実施【発生後数時間 - 24 時間以内】

被災地内災害拠点病院等の被災状況、患者集中状況の把握

被災地外災害拠点病院等の受入数調整・医師派遣数(同乗医師・救護班)の調整

搬送手段・搬送拠点を効率的に活用し、被災地の医療搬送活動

一連の流れを把握し、ボトルネックの解消に尽力



(参考 <http://www.bousai.go.jp/jishin/epcf/epcf2/20-03.html>)

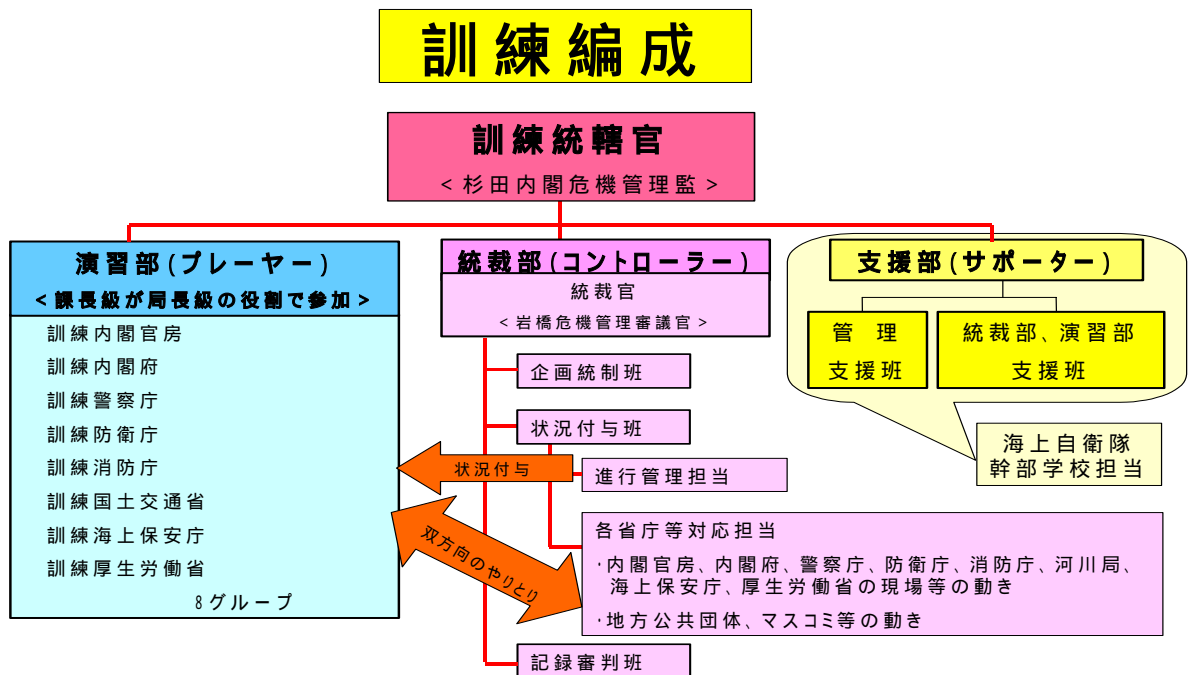
実践的な訓練・演習の実施

阪神・淡路大震災により、実践的な行動や意志決定などの訓練・演習の必要性が再確認された。近年では、国や地方公共団体、自主防災組織などの様々な主体で、あらかじめ訓練対象者に想定災害を知らせない訓練や、地図を有効に活用して被害様相をイメージしながら進める図上での訓練など、訓練方法にも様々な工夫が見られつつある。

大規模水害対処訓練

平成13年5月11日(金)に東京都目黒区の海上自衛隊幹部学校において、内閣官房と内閣府(防災担当)主催の「大規模水害対処訓練」が行われた。この訓練には、内閣官房、内閣府、警察庁、防衛庁、消防庁、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁、気象庁の職員合計約100名が参加した。

今回の訓練は、群馬県内での局地的集中豪雨に伴う急激な水害への対処(フェーズ1)及び利根川破堤による広域的水害への対応(フェーズ2)を訓練の想定としたロールプレイング方式により実施されたが、この手法による政府全体の訓練は今年の「震災対処訓練」に続き2回目である。



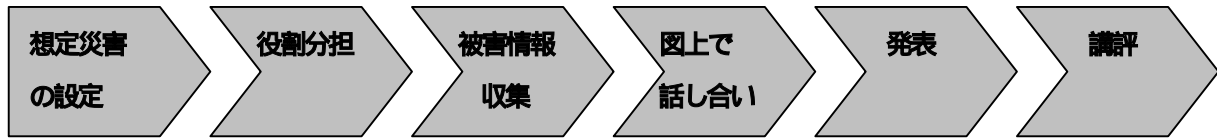
統裁部(コントローラー)の状況



緊急参集チーム会議(プレーヤー)の状況

神戸市による災害図上訓練の流れ

こうべ市民まちづくり大学「まちづくり講座」より



被害情報の収集風景



図上での話し合い風景



(参考 神戸市ホームページ)

連邦緊急事態管理庁(FEMA)について

1 経緯

- 1979年3月のスリーマイル島原発事故での対応時の混乱を契機に複数の省庁に分散していた機関を統合して *FEMA* (*Federal Emergency Management Agency*) が設立された。
- 1992年8月に発生したハリケーン・アンドリューにおける対応の遅れ等から *FEMA* の機能強化が求められ、1993年に組織の大改正が実施され、現在に至る。

2 組織形態

- 連邦政府は大統領の下に省庁と独立行政機関が設置されており、*FEMA* はこの独立行政機関の一つ。他の独立行政機関の例：*CIA*、*EPA*、*NASA*、*SEC*等。
- 長官(*Joe Allbaugh*氏)の下、ワシントン本部に、「準備・応急対応・復旧復興局(*Readiness, Response & Recovery Directorate*)」、「連邦保険・被害軽減庁(*Federal Insurance & Mitigation Administration*)」、「連邦消防庁(*US Fire Administration*)」等の主要部局がある。その他、全米10箇所に地域事務所(*Regional Office*)、緊急事態管理研究所(*EMI*、メリーランド州にある連邦政府の緊急事態訓練センター内)等がある。
- 正規職員数は約2,600人。その他待機職員(*stand-by reservists*)が約4,000人。

3 *FEMA* の活動の特徴

州・地方政府と連邦政府の役割分担

- 災害への第一次対応者(*First Responder*)は地方政府及び州政府。州政府の対応能力を超える場合、州知事が「大災害(*Major Disaster*)」又は「緊急事態(*Emergency*)」の大統領宣言を要請。なお、「緊急事態」は「大災害」と比べ支援額は限定される。大統領宣言後始めて、連邦政府の支援が発動される。
- 被災した州ごとに「連邦調整官(*Federal Coordination Officer*)」が任命され、州政府と共に「災害現地事務所」を設置。この災害現地事務所を通じて、連邦、州・地方政府が協力し、応急対応、復旧復興活動を実施。

連邦諸機関と FEMA の役割分担

- FEMA は災害対応の多くの場面において、27 の連邦機関及び赤十字との調整に当たる。
- 「連邦応急計画(*Federal Response Plan*)」により各機関の役割を予め決定。12 項目にわたる緊急支援機能の内、「情報・企画」と「搜索・救助」は FEMA が主務官庁。

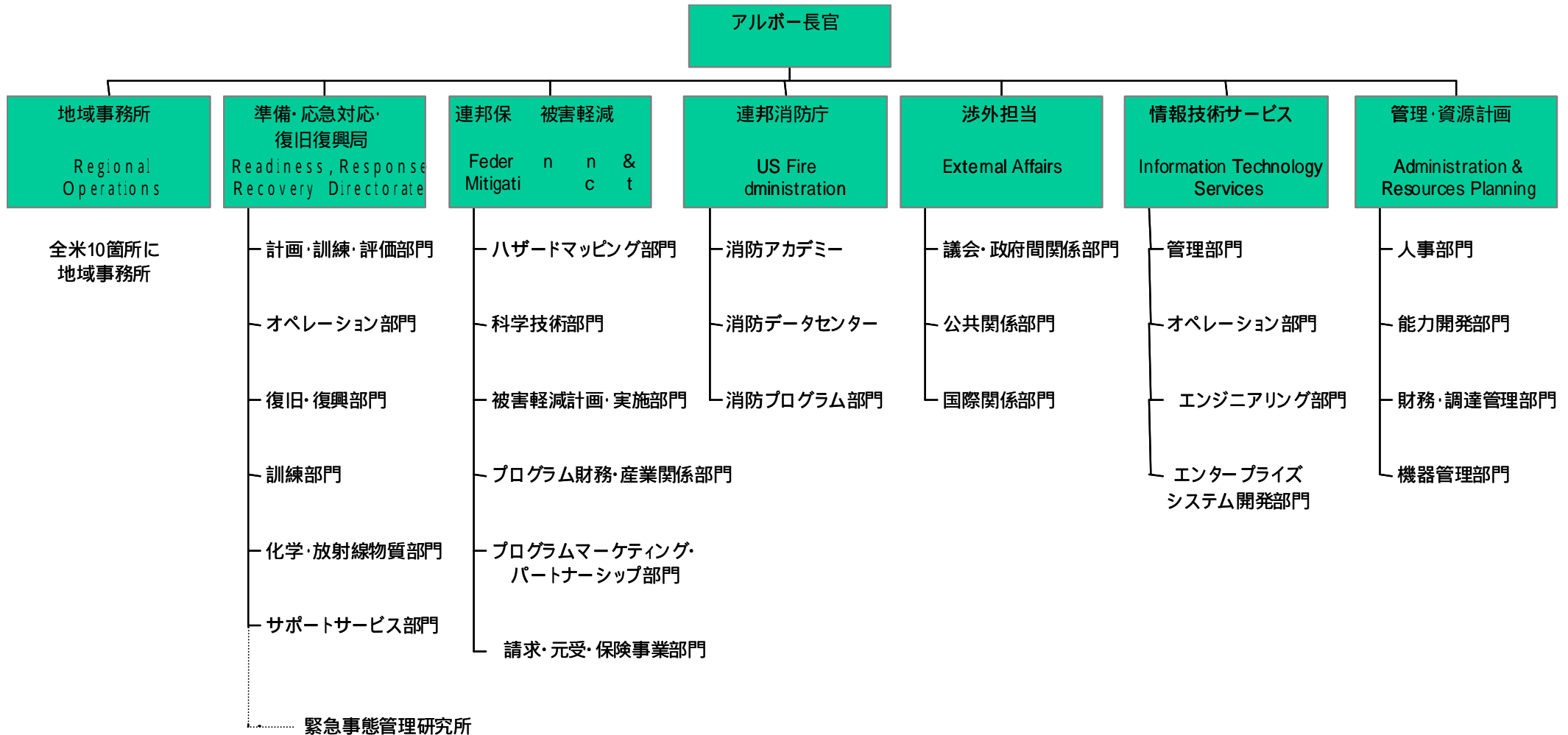
連邦政府の搜索・救助活動

- 特別に訓練された「都市搜索救助部隊(*Urban Search & Rescue Teams*)」を現地に派遣し、地元の消防機関と協力して災害救助を実施(平時は郡市の消防機関に所属)。
- 他に「陸軍工兵隊(*Army Corps of Engineers*)」、「災害医療支援チーム(*Disaster Medical Assistance Teams*)」、「災害埋葬チーム(*Disaster Mortuary Teams*)」等を派遣。
- 派遣に係る経費は FEMA が全額負担。

FEMA による人材育成

- 緊急事態管理研究所(*EMI*)において、連邦・州・郡・市職員や一般市民に対する防災教育を推進。宿泊研修、通学研修の外、通信教育プログラムを多数の市民が受講。
- 図上訓練を取り入れた実践的訓練を行ったり、防災計画の立案や災害時の情報収集及び連邦政府、州、郡、市間の調整方法等の応急対策、各種の復旧対策等について研修を行っている。

連邦緊急事態管理庁(FEMA)の組織



出典) Federal Emergency Management Agency, Functional Realignment

(<http://www.fema.gov/about/images/org01.jpg>)